

展望

これからの科学技術行政 —科学技術基本法の目指すところ—

野崎雅稔 科学技術庁科学技術政策局政策課
Masatoshi Nozaki

Science and Technology Policy in the Future —Aim of the Science and Technology Basic Law—

1 はじめに

1995年11月8日、「科学技術基本法」は議員立法により国会で全会一致で可決成立し、同月15日、公布・施行された。同法は、今後の我が国の科学技術政策の基本的な枠組みを与えるものであり、そして、21世紀に向けて、我が国が「科学技術創造立国」を目指して、科学技術の振興を強力に推進していく上での大きなバックボーンとなるものといわれている。そこで、この「科学技術基本法」に関して、制定経緯、背景、基本的な考え方、ポイント・ねらい、今後の展望などについて、参考となる資料を交えながら紹介することとしたい。

2 制定の経緯及び背景

2.1 我が国の「科学技術」を取り巻く情況

我が国の「科学技術」は、いわゆるキャッチアップの時代の終焉を迎えている。これまでは、程度の差こそあれ目標となる先進国が常に存在し、かなりの分野で技術導入が可能であったといえるが、今後は、世界のフロント・ランナーの一員として、自ら未開の科学技術分野に挑戦し、創造性を最大限に発揮し、未来を切り拓いていかなければならない時機に差し掛かっている。

とりわけ、天然資源に乏しく、人口の急速な高齢化を迎えようとしている我が国が、経済の自由化・国際化に伴う経済競争の激化とあいまって直面することが懸念されている、産業の空洞化、社会の活力の喪失、生活水準の低下といった事態を回避し、明るい未来を切り拓いていくためには、独創的、先端的な科学技術を開発し、これによって新産業を創出することが不可欠である。

また、環境問題、食料・エネルギー問題、エイズ問題など人類の将来に立ちはかかる諸問題の解決に対し科学技術への期待は大きく、この面での我が国の貢献が強く求められている。

さらに、科学技術は、我々の自然観や社会観を大きく変

え、新しい文化の創成を促すという側面を有するため、これを人間の生活、社会及び自然との関わり合いの中でとらえていく必要があり、このような視点も踏まえ、新たな視点に立った科学技術を構築していくことが求められている。

2.2 我が国の「科学技術」の現状

ひと頃、「ハイテク＝日本」の言葉に踊らされ、「もう外国に学ぶべきものはない」などと、何となくその気になった我が国の「科学技術」は、実は楽観視できない状況にある。

科学技術庁が1993年に行った「我が国の研究活動の実態に関する調査報告」によると、我が国の研究水準の対米比較・対欧比較の結果、確かに、「生産・機械分野」等の特定分野における応用研究・開発研究では、自他共に認める世界最高水準の実力を保持しているが、独創的・先端的科学技術の源泉となる基礎研究の水準は、対米比較において調査した全分野で立ち遅れており、対欧比較でも「情報・電子分野」でわずかに我が国が優位であるものの、他の分野（ライフサイエンスや物質・材料、海洋・地球）ではいずれも欧州が優位との結果である。また、我が国の基礎研究の水準全体については、3年前に比べ、欧米に対し相対的に劣勢の方向、すなわち、実力差を大きく開けられていく傾向にあるとの結果も出ている。

我が国の研究環境についても、基礎研究の担い手たるべき大学・大学院、国立試験研究機関等では、欧米に比べ劣悪な状況に置かれている。研究者一人当たりの研究費をみても、図1に示すとおり、欧米主要国に大きく差をつけられている。さらに、施設の老朽化についても経年20年以上の施設が、国立大学で49%、国立研究機関では科学技術庁及び通産省関連を例にとると、全体の29%であり、設備の陳腐化についていえば、同じく科学技術庁及び通産省関連の国立研究機関における耐用年数が超過した設備が全体の82%を占めているとのことである。

また、科学技術の高度化・専門化に対応して総合的・学際的な取り組みが緊要となっているにもかかわらず、大学、国立試験研究機関、民間等の研究者が、組織や専門分野の壁を

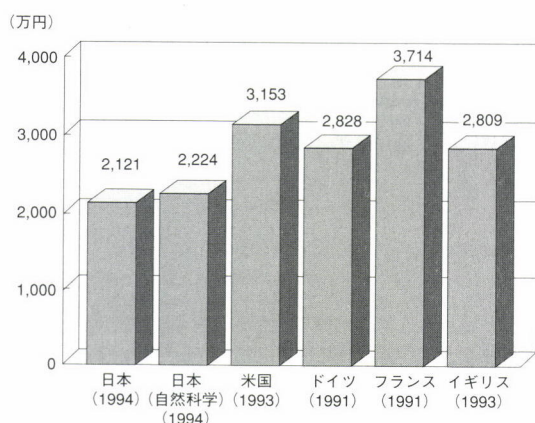


図1 主要国の研究者一人当たり使用研究費

注) 1.国際比較を行うため、各国とも人文・社会科学を含めている。
 なお、日本については自然科学のみの値を併せて表示してある。
 2.研究費はOECD購買力平価換算。
 3.日本のみ専従換算(full-time equivalent)をしていない。

表1 我が国の科学技術の現状

(年度の記載がないものは1992年度の数字)

項目	国名	日本 (94年度)	米 ^(注3) (94年度)	欧 州		
				独	仏(93年度)	英(93年度)
国力	国民総生産(GNP)	482兆円	687兆円	251兆円	138兆円	105兆円
	人 口	1.3億人	(93年度) 2.6億人	0.8億人	0.6億人	0.6億人
研究 活 動	研究費総額 《自然科学部門》	13.6兆円 (12.4兆円)	17.3兆円	6.3兆円	3.4兆円	2.2兆円
	研究費の対GNP比 《自然科学部門》	2.82% (2.57%)	2.51%	2.51%	2.43%	2.19%
	政府負担額 《自然科学部門》	2.9兆円 (2.5兆円)	6.2兆円	(91年度) 2.2兆円	1.5兆円	0.7兆円
	政府負担割合 《自然科学部門》	(21.5%)	(36.1%)	(36.6%)	(45.3%)	(32.3%)
	対GNP比 《自然科学部門》	[0.60%]	[0.91%]	[0.95%]	[1.10%]	[0.67%]
	《除く国防研究費》 政府負担割合 対GNP比	2.8兆円 (20.6%) [0.58%]	2.4兆円 (17.5%) [0.34%]	(91年度) 2.0兆円 (33.8%) [0.83%]	0.9兆円 (33.6%) [0.67%]	0.4兆円 (18.7%) [0.38%]
	民間負担額 (内は民間負担割合)	10.7兆円 (78.4%)	11.0兆円 (63.9%)	(91年度) 3.7兆円 (61.0%)	1.6兆円 (46.3%)	1.3兆円 (56.0%)
	研究者数 《自然科学部門》	64.1万人 (55.8万人)	(93年度) 96.3万人	(91年度) 24.1万人	(92年度) 13.8万人	14.0万人
	ノーベル賞受賞者数 《自然科学部門》 95年現在、[内は戦後]	5人 ^(注5) [5人]	175人 [156人]	62人 [26人]	25人 [9人]	66人 [41人]

注) 1.各国とも、人文・社会科学を含む。
 2.邦貨への換算は国際通貨基金 (IMF) 為替レート (年平均) による。
 3.米国及び独の研究費は暫定値、独の研究者数は推定値である。
 4.日本の国民総生産は、1990年基準のものを使用した。
 5.ノーベル賞の日本人受賞者 (自然科学部門) は以下の通り

氏名	受賞	部門	受賞研究テーマ
湯 川 秀 樹	昭和24年	物 理	核力の理論的研究に基づく中間子存在の予言
朝 永 振一郎	昭和40年	物 理	量子電磁力学の基礎的研究
江 崎 玲 於奈	昭和48年	物 理	半導体におけるトンネル現象の実験的発見
福 井 謙 一	昭和56年	化 学	化学反応におけるフロンティア電子理論
利根川 進	昭和62年	医学生理学	免疫機構の分子生物学的解明

超えて十分に有機的に連携しているとは言い難い状況にある。

さらに、将来の我が国の科学技術を担う若者に科学技術離れの現象が見られることは、国の将来にとって由々しいことである。

因みに、表1に「科学技術指標の国際比較」を示す。我が国は、民間部門 (企業等) を含めた国全体の「研究費総額」及び「対GNP比」については、欧米諸国に比べても遜色のない水準となっているが、「研究費の政府負担額の対GNP比」は0.6%であり、欧米諸国が概ね1%程度であるのに対して、低い水準にある。また、政府の負担率については、欧米諸国が概ね4割程度であるのに対し、我が国は2割にとどまっており、民間部門への依存率 (8割) が高い。これに関しては、かねてより、政府の研究開発投資額の抜本的拡充が急務であると指摘されている。

2.3 「科学技術基本法案」提出の経緯

以上に述べた我が国における科学技術の現状等を踏まえた上で、「将来にわたり先進国の一員として、世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的発展に貢献するとともに、真に豊かな生活の実現とその基盤たる社会・経済の一段の飛躍を期するためには、『科学技術創造立国』を目指し、ここに改めて新たな視点に立って、科学技術の振興を我が国の最重要政策課題の一つとして位置づけ、科学技術振興の方針と基本方策を明らかにするとともに、関連施策の総合的、計画的、かつ積極的な推進を図ることが不可欠である。」との観点から、このための法律を議員立法により制定しようとする気運が、特にここ数年来、科学技術政策に明るい国会議員の間で高まった。

議員立法による「科学技術基本法」の制定を目指した検討は、まず、1994年3月に自民党の科学技術部会において、当時の部会長である尾身幸次議員らを中心に開始された。この検討は、与党3党 (自民党、社会党、新党さきがけ) の科学技術担当議員の間に広まり、さらに新進党も協議に参加するに及んだ。そして、1995年10月中旬までに、与党3党及び新進党の間で具体的な法案がまとめられ、同月27日、4党による共同提案の形で、「科学技術基本法案」が衆議院に提出されるに至った。

2.4 国会における法案の審議等

衆議院議員9名により提案された「科学技術基本法案」は、直ちに衆議院科学技術委員会に付託され、1995年10月31日に同委員会で審議が開始され、同日、衆議院本会議、翌11月1日に参議院科学技術特別委員会へと進み、11月8日の参議院本会議をもって総ての審議を終え成立をみた。いずれの委員会、本会議における採決でも全会一致で可決されている。なお、両院の委員会ではそれぞれ、法律の本文

には書き込めないものの、法律の運用面で、政府等に注文を付ける形での附帯決議が附されている。その後、同月15日に官報公布となり、同日付けをもって同法は施行されるに至った。

3 科学技術基本法の内容

「科学技術基本法」は、「総則」「科学技術基本計画」「研究開発の推進等」「国際的な交流等の推進」「科学技術に関する学習の振興等」の5つの章及び附則からなり、条文は全部で19条という構成である。(表2参照)

以下に、その主な内容について記述することとする。

3.1 「科学技術基本法」の目的 (第1条)

法律の目的は、第1条に規定されている。

「この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。」

ここで、本法の対象とする「科学技術」について、「人文科学のみに係るものを除く。」としている点について、若干触れておく。

一般に「科学技術」は、その対象により、「自然科学に係るもの」と「人文科学に係るもの」に大別される。さら

に、「人文科学に係るもの」は人文科学のみに係るものとそれ以外の自然科学にも関連するものとに分けられる。

「人文科学と自然科学の融合領域、境界領域にある研究」(たとえば、コンピュータ・サイエンスは、言語学、心理学、社会学といった人文科学と自然科学である電子工学が融合して研究開発が進められている。)については、「人文科学のみに係るもの以外のもの」に該当するものであることから、この法律の対象とすべき「科学技術」に該当する。近年の科学技術の進展に伴い、これら融合領域あるいは境界領域における研究がかなり幅広く行われているのが現状である。

一方、「人文科学のみに係るもの」としては、文献の世界のみで研究が完結するような「文学」の例が挙げられるが、これらについては、その性格上、自然科学あるいは自然科学と関連を有するものと同列に、計画的・総合的な推進方策を講じることは必ずしも適当ではないとの観点から、これをこの法律に基づき振興を図るべき「科学技術」から除外したとのことである。国会の法案審議では、「人文科学のみに係る科学技術は少なくなっているというのが提案者の認識である」旨の答弁がなされている。

3.2 科学技術振興の基本方針 (第2条)

第2条は、科学技術振興の基本方針を規定している。

科学技術が我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、研究者等の創造性の発揮を

表2 科学技術基本法（平成7年11月15日 法律第130号）の構成

第1章 総則	〔本法の目的、科学技術振興の基本方針、国・地方公共団体の責務、施策の策定等に当たっての配慮事項、法制上の措置等及び年次報告といった一般・共通の事項について規定する総則〕
〔第1条〕 目的	
〔第2条〕 科学技術の振興に関する方針	
〔第3条〕 国の責務	
〔第4条〕 地方公共団体の責務	
〔第5条〕 国及び地方公共団体の施策の策定等に当たっての配慮	
〔第6条〕 大学等に係る施策における配慮	
〔第7条〕 法制上の措置等	
〔第8条〕 年次報告	
第2章 科学技術基本計画	〔科学技術基本計画について、規定すべき事項、策定・変更の手続き、要旨の公表等その他、同計画の実施に必要な資金の確保に関する措置についての規定〕
〔第9条〕 科学技術基本計画	
第3章 研究開発の推進等	〔科学技術の振興のために国が講じるさまざまな施策についての規定〕
〔第10条〕 多様な研究開発の均衡のとれた推進等	
〔第11条〕 研究者等の確保等	
〔第12条〕 研究施設等の整備等	
〔第13条〕 研究開発に係る情報化の促進	
〔第14条〕 研究開発に係る交流の促進	
〔第15条〕 研究開発に係る資金の効果的使用	
〔第16条〕 研究開発の成果の公開等	
〔第17条〕 民間の努力の助長	
第4章 国際的な交流等の推進	〔国が講じる国際的な交流等の推進のための方策についての規定〕
〔第18条〕 国際的な交流等の推進	
第5章 科学技術に関する学習の振興等	〔国が講じる科学技術に関する学習の振興等 振興等の方策についての規定〕
〔第19条〕 科学技術に関する学習の振興等	
附 則	〔本法は公布の日から施行することを規定〕

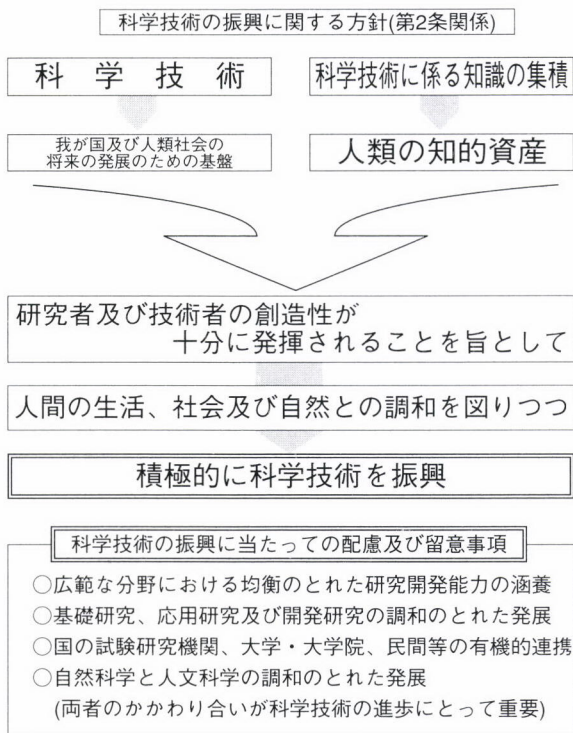


図2 科学技術基本法の基本理念

旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、その振興を積極的に行なうこと、広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展に留意することを「科学技術振興の基本方針」として定めている。(図2参照)

3.3 国及び地方公共団体の責務等(第3～6条)

第3条及び第4条では、それぞれ科学技術振興に関する国及び地方公共団体の責務を規定している。

第5条は、基礎研究の推進に当たっての配慮に関する規定である。そもそも、基礎研究の性格に関して、「新しい現象の発見及び解明並びに独創的な新技術の創出等をもたらすものであること」「成果の見通しを当初から立てることが難しいこと」「成果が実用化に必ずしも結び付くものではないこと」としてとらえた上で、基礎研究の推進については、本来的に営利を目的とする民間部門(企業等)が主たる担い手となることを期待するのには無理があり、したがって、大学や国公立の試験研究機関が果たすべき役割がますます重要になってくる。このため、第5条では、国及び地方公共団体に対し、基礎研究の推進における国及び地方公共団体が果たす役割の重要性について配慮するよう規定している。

また、第6条では、国及び地方公共団体による大学等に係る施策の策定等に当たっては、大学等の研究活動の活性化を図るとともに、研究者の自主性の尊重などその研究の特性に配慮すべきことを規定している。

これら第3条から第6条までの規定振りについては、図3を参照されたい。

3.4 科学技術基本計画(第9条)

第9条では、政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術会議の議を経て「科学技術基本計画」を策定することとしている。

「科学技術基本計画」には、次の事項が定められることとされている。

- 1) 研究開発の推進に関する総合的な方針
- 2) 政府が、研究開発の推進のための環境を整備するために、総合的かつ計画的に講じる施策
——研究施設及び研究設備の整備、研究開発に係る情報化など
- 3) その他科学技術の振興に関し必要な事項

また、政府は「科学技術基本計画」について、その実施に関し必要な資金の確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めることとしている。

さらに、国会での法案審議の結果、衆参両院の委員会においてそれぞれ附帯決議がなされているが、この「科学技

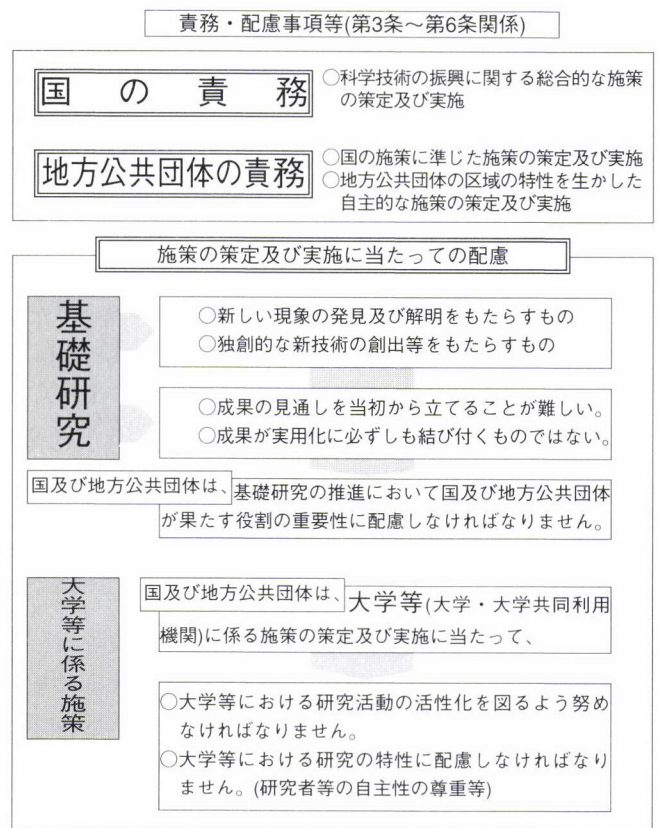


図3 国・地方公共団体の責務等

術基本計画」の策定方針等については、次のとおり、決議されている。

- 科学技術基本計画は、10年程度を見通した5年間の計画とする。
- 科学技術基本計画を策定するに当たっては、当該基本計画に基づき、我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、当該基本計画の中に、例えば講ずべき施策、規模等を含めできるだけ具体的な記述を行うよう努めること。
- 我が国の研究開発における民間の果たす役割の重要性にかんがみ、科学技術基本計画に民間の研究開発について必要な事項を定め、その研究開発が促進されるよう所要の施策を抜本的に強化すること。

3.5 科学技術振興のための具体的施策(第10～19条)

第10条から第19条においては、科学技術の振興のために国が講じるさまざまな施策について規定している。以下に、そのあらましについて、簡単に紹介する。

(1) 多様な研究開発の均衡のとれた推進等(第10条)

第10条は、「国は、広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずる」とともに「国として特に振興を図るべき重要な科学技術の分野に関する

研究開発の一層の推進を図るため、その企画、実施等に必要施策を講ずる」ことを規定している。

前者の「広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進に必要な施策を講ずる」とは、特定の重要科学技術分野のみに力を入れるのではなく、どのような研究開発から将来の新しい科学技術の芽が出てくるのかは分からないことから、その芽を摘んでしまうことがないように、現時点ですぐに役立ちそうもない分野をも含めて、広範な分野での多様な研究開発を推進すべきとの趣旨である。たとえば大学や国立試験研究機関における経常的な研究開発の充実・強化が想定される。

後者の「国として特に振興を図るべき重要な科学技術の分野に関する研究開発の一層の推進」については、そのときどきにおいて、国全体として特に力を入れるべき科学技術分野として考えられるものについては、国全体としての研究開発基本計画の策定や産・学・官共同の研究開発プロジェクトにより、当該分野の積極的な推進を図るべきとの趣旨である。

(2) 研究者等の確保等（第11条）

第11条は、各研究開発機関における研究開発の担い手である「研究者及び技術者（研究者等）」の確保、養成、適切な処遇の確保等、並びに研究開発活動に不可欠な「支援人材」の確保、養成、適切な処遇の確保等について規定している。

第1に、「研究者等の確保、養成及び資質向上のため施策」が規定されているが、「大学院における教育研究の充実」の他、ポストク1万人計画にみられるような若手研究者を対象とした支援事業の整備・充実等が重要である。

第2に、「研究者及び技術者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなることを目指した、研究者等の適切な処遇の確保のための施策」については、給与面の改善のみならず、研究資源の重点的な配分等による研究現場における優遇措置、他の大学や研究機関への派遣・留学等による資質向上のための施策が重要である。

3番目は「研究開発に係る支援のための人材に関する施策」の規定である。研究支援人材とは、たとえば、分析機器の調整や研究用サンプルの加工処理、実験動物の繁殖・飼育といった研究支援業務を専門的に行う者のことである。研究者等を本来の研究活動に専念させるためには、優秀な研究支援人材の確保・処遇改善が不可欠であり、研究者等と同様の施策を講じることが重要である。

(3) 研究施設等の整備等（第12条）

産・学・官の研究開発機関を問わず「研究施設及び研究設備の整備」は、研究環境に関する最も重要な要素の一つである。特に、基礎研究の主たる担い手たる国立試験研究

機関及び大学等においては、研究施設等の陳腐化・老朽化がかなり進んでおり、これら研究施設等の拡充・高度化が急務であるといわれている。

また、研究開発を効果的に推進する観点から、「研究材料の円滑な供給等研究開発に係る支援機能の充実」も重要な課題である。ここでいう「研究材料」とは、「分析・測定機器の校正用標準物質」や「細胞・遺伝子類」、「研究用試薬類」を意味しているが、これらを迅速かつ確実に供給する体制を整えることが求められている。

(4) 研究開発に係る情報化の促進（第13条）

研究開発の効率的な推進を図るためには、研究開発の現場における、あるいは現場と現場をつなぐ「研究開発に係る情報化の促進」も極めて重要な課題である。

まず、「科学技術に関する情報処理の高度化」として、科学技術情報を円滑に流通させることはもとより、研究開発の手段としての画像処理技術の高度化、媒体である大型コンピュータ等の機器の整備、さらにソフトウェアの開発等が具体的な施策として想定される。

「科学技術に関するデータベースの充実」に関しては、たとえば、日本科学技術情報センター（JICST）等が「文献案内型データベース」提供を行っているが、今後、これらの一層の充実が期待されるほか、我が国では立ち遅れている「ファクト型データベース」や「全文型データベース」についてもその開発・整備が求められている。

さらに、「研究開発機関等との間の情報ネットワークの構築」の例としては、省庁の枠を越えて国立試験研究機関等を接続する「省際研究情報ネットワーク」の整備が着手されているが、今後、こうした情報ネットワークの拡充・強化が期待される。

(5) 研究開発に係る交流の促進（第14条）

第14条では、「研究交流」により研究者等の多様な知識の融合等を図ることが新たな研究開発の進展をもたらす源泉となるものであり、研究交流が研究開発の効率的な推進にとって不可欠であるとの認識の下、研究者等の個人のレベル及び研究開発機関（組織）のレベルでの研究交流を促進するための施策を国が講じるよう規定している。

特に、近年において境界領域分野や複合領域分野における独創的・先端的な研究開発への期待が高まっており、専門の枠を越えた異分野交流の重要性が指摘されるに至っている。たとえば、「生物学」と「機械工学」といった異なった分野の研究者・技術者による共同研究によって、先端的基盤技術分野の一つとされている「マイクロマシン技術開発」が推進されているように、既存の組織や専門分野の枠を越えた研究交流をいかにスムーズに行うかが重要な要素になってきている。

(6) 国際的な交流等の推進 (第18条)

第18条では、「国際的な科学技術活動を強力に展開することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、我が国における科学技術の一層の進展に資する」との観点から、科学技術に関する国際的な交流等のための施策を国が講じることを規定している。

「研究者等の国際的交流」として、我が国の研究者等が海外の研究機関等に出向くばかりでなく、外国人研究者を我が国の国立試験研究機関等に受け入れるためのフェロシップ制度等の充実や居住施設の整備等が重要である。

「国際的な共同研究開発」としては、我が国のイニシアティブにより創設された「ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム (HFSP)」や日・米・欧・露の4極共同で推進されている「国際熱核融合炉 (ITER) 計画」、さらに日・米・欧・加・露が参加している「宇宙ステーション計画」などが既存の例である。

また、「科学技術に関する情報の国際的流通」としては、たとえばJICSTが国際的な情報ネットワークを通じた英文データベースの提供の例がある。

(7) 科学技術に関する学習の振興等 (第19条)

第19条では、「国は、青少年をはじめ広く国民があらゆる機会を通じて科学技術に対する理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興並びに科学技術に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。」と定めている。

「若者の科学技術離れ」が社会的風潮として懸念されている今日、将来の優秀な研究者等を確保していくためには、青少年をはじめとして、国民の科学技術に対する理解と関心を深めるしていくことが極めて重要である。

「学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興」として、小・中・高等学校における理科教育の改善、大学等の理工系分野におけるカリキュラム改善・充実や時代のニーズに合った学部・学科への改組などによる教

育研究体制の見直し、さらに、社会教育において、青少年を対象とした魅力的・創造的な課外科学学習プログラムの開発や科学教材の研究開発、各種科学普及事業の実施などの施策が想定される。

一方、「科学技術に関する啓発及び知識の普及」に関しては、科学技術を身近に感じるための各種イベントの開催や科学館等における展示施設の整備等が例として挙げられる。

(8) その他の科学技術振興方策

上記 (1)～(7) で紹介した施策の他、研究開発機関の現場における研究開発の進展に応じて予算の費目間流用を弾力的に運用していくこと等を主なねらいとした「研究開発に係る資金の効果的使用 (第15条)」、研究開発の成果の活用を図ることに主眼をおいた「研究開発の成果の公開等 (第16条)」及び、我が国の研究活動において重要な役割を果たしている民間の研究開発を促進するための「民間の努力の助長 (第17条)」についての規定がなされている。

4 今後の展望

本件「科学技術基本法」の施行を受けて、政府は早速、第9条に基づく「科学技術基本計画」の策定に着手している。これに関連して、内閣総理大臣は、平成7年11月29日に科学技術会議に対して、「科学技術基本計画について」の諮問を行っている。目下、科学技術会議では、総合計画部会の場合を中心に当該諮問事項について、精力的な審議を進めているところである。

政府としては、今後、科学技術会議からの答申を得て、できるだけ早期に、科学技術基本計画を策定することとしている。

平成8年度は、いわば「科学技術基本法元年」であり、国を挙げて科学技術の振興を一層強力に推進していくための特別な意味を持つ年になりそうだ。

(1996年2月5日受付)